

公園および 緑地の整備に関する事業

○公園・緑地整備事業

都市公園、緑地帯の整備およびこれに類する事業

環境の保全に関する事業

○環境保全事業

一般廃棄物処理施設、ゴミ収集車、し尿処理収集車、下水道、排水路、公衆便所、道路清掃車、リサイクル施設、農地保全施設（防風施設等）等の整備、ゴミ減量化対策（地域住民が購入する生ゴミ処理機への補助等）、希少動植物保護、リサイクル推進・環境保全PRおよびこれに類する事業

○地域森林整備事業

植林・間伐等の森林整備、森林の取得およびこれに類する事業

○公害防止事業

土壌汚染状況調査、地域環境影響評価およびこれに類する事業

良好な景観の 形成に関する事業

○景観整備事業

都市環境設計およびこれに類する事業

企業の育成および発展 並びにその経営の 向上を図る事業

○産業関連施設整備事業

農業用排水施設、農林水産物の共同貯蔵所または共同作業所、市場、養魚施設、織物・窯業等工場産業の保護・育成のための施設等の整備およびこれに類する事業

○地場産業振興支援事業

特産品紹介、技術情報の発信、特産品の開発支援、商品の販売促進に係る支援、地場特産品に係る製造技術の実証・導入、地場企業の情報技術導入に係る支援およびこれに類する事業

○地域内就業支援事業

Uターン、Iターン就職支援、地域職業情報の提供、ワンストップサービス提供、情報交流会の開催およびこれに類する事業（ワンストップサービス・縦割りでバラバラに提供している行政サービスを1箇所ですべてできるようにするシステム）

○地域の産業の近代化および活性化事業

農業・畜産業・林業・水産業・鉱工業および商業の経営の近代化に係る事業、産業近代化に係る調査、

広報および研修事業

○地域の産業関連技術の振興事業

地域産業関連技術に係る職業訓練施設の整備事業、地域産業関連技術に係る生産・加工技術研究開発事業、産業関連技術振興に係る調査、広報および研修事業

○公共施設利用促進支援事業

港湾、空港等の施設の利用促進活動、利用促進のための戦略策定およびこれに類する事業

生活環境の整備に関する事業 で防衛大臣が定めて告示 するもの

住民の生活の利便性の向上および産業の振興に寄与すると認められる事業

※留意事項

1. 対象となる事業は1年間で完成する事業であること。
2. 国の補助事業は対象とならないものであること。
3. 事業は、駐留軍等の再編により影響を受ける住民の生活の安定に資するものであること。

■問い合わせ／総務課

☎ 74-1000